

平成25年8月28日開催

## 新庄市農業委員会第27回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成25年8月）議事録

1. 開催日時 平成25年8月28日（水）午前10時00分

2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター

3. 出席委員（21名）

1番	星川	豊	2番	高橋	眞
3番	樋口	彦弥	4番	小嶋	忠昭
5番	清水	清秋	6番	星川	勇吉
7番	笹	行也	8番	伊藤	忠男
9番	高橋	和彦	10番	斉藤	純一
11番	吉野	昭男	12番	海藤	芳正
13番	佐藤	喜代志	14番	井上	茂雄
15番	安食	孝一	16番	今田	栄二
17番	柏倉	嘉門	18番	齋藤	順一
19番	渡邊	耕太郎	20番	三原	常男
21番	畠腹	銀蔵			

#### 4. 欠席した委員（0名）

#### 5. 議事日程

- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名                 |
| 日程第 2 | 議案第101号 農地法第3条の規定による許可申請について    |
| 日程第 3 | 議案第102号 農地法第5条の規定による許可申請について    |
| 日程第 4 | 議案第103号 農用地利用集積計画について           |
| 日程第 5 | 報告第 71号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 6 | 報告第 72号 地目変更登記に係る法務局からの照会について   |

#### 6. 出席した事務局職員

局 長	浅沼 玲子	農地主査	後藤 繁俊
主 査	鏡 彰広	主 事	鈴木 啓太

#### 7. 総会議長

星川 豊

#### 8. 会議の概要

##### ○議長

ただいまより、平成25年度新庄市農業委員会第27回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

##### ○事務局長

現在の出席委員は21名でございます。選挙による委員の出席は16名、欠席通告者は、ございません。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第27回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

##### ○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

##### ○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に11番の吉野昭男委員と15番の安食孝一委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の後藤繁俊君と鏡彰広君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第101号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第101号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区1番までの6件につきまして、議案書に基づきまして朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○18番

農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番について、報告いたします。調査月日は8月21日、確認したところ事由は詳細のとおり経営移譲年金受給のため再設定ということで、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、同じく新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○7番

新庄地区2番について、ご報告申し上げます。調査月日は8月22日、同一世帯であり経営移譲年金受給のための再設定で、問題ないと思われまますのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区1番について調査報告をお願いいたします。

○12番

稲舟地区1番につきまして、8月21日に調査してきました。△△さんと△△さんは同一世帯で親子関係でありまして、経営移譲年金受給のための再設定であります。△△さんがきちんと農地を管理していますので問題ないと思われまます。よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、同じく、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○2番

稲舟地区2番について、調査報告をいたします。△△さんと△△△さんは、同一世帯であり、経営移譲年金受給のための使用貸借権の再設定で問題ありません。よろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区に入ります。萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○4番

8月21日に調査確認の結果、議案のとおり経営移譲年金受給のための再設定ということで問題ありませんのでよろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

八向地区1番について、8月21日に調査した結果をご報告申し上げます。△△さんは、親子関係で経営移譲年金受給のための再設定でありまして、何ら問題ございませんでしたので、よろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦労様です。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第101号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、異議なしと認めます。よって、議案第101号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第102号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第102号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区2件ございましたので、議案書に基づきまして朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○7番

新庄地区1番について、8月21日に調査いたしましたところ、住宅を新築するという事で、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区2番について、調査報告をお願いします。

○7番

新庄地区2番について、ご報告いたします。8月22日に調査をいたしました。こちらの方は、二世帯住宅の件でありまして、住宅が手狭になったため新築するという事で、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第102号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、異議なしと認めます。よって、議案第102号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第103号農用地利用集積計画についてを議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第103号農用地利用集積計画について、新庄地区の1件について議案書に基づいて朗読説明いたします。

(議案書を朗読し、個別の農用地利用集積計画の要請内容を説明)

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

どうもご苦勞様でした。ただいま事務局より説明のあった、所有権移転1件について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第103号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第103号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第5、報告第71号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第71号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区3番までの8件につきまして、議案書に基づきまして朗読いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第71号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第71号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第6、報告第72号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第72号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区と稲舟地区各1件ずつございますので、議案書に基づきご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、2件ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第72号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第72号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。これをもちまして、新庄市農業委員会第27回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成25年8月28日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 吉野 昭 男

議事録署名委員 安食 孝 一